# 定時決定と随時改定についてお知らせします

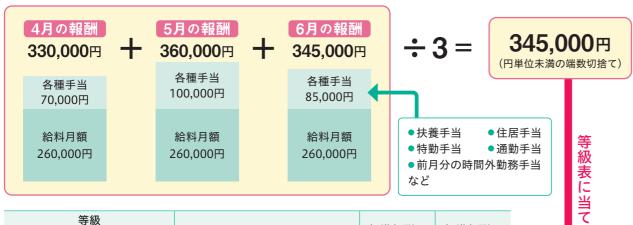
### 定時決定とは

共済組合 からのお知らせ

毎年7月1日において、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、対象月数で割った平均額を等級表に当てはめて、「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。

ただし、次に該当する場合は、定時決定は行いません。

- ●6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した場合
- 2 7月から9月までのいずれかの月から標準報酬の改定が行われる場合



	等級					標準報酬の	標準報酬の	
	短期 給付等	退職等 年金給付	厚生年金 保険	報酬月額		月額	日額	
	第18級	第18級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円	
	第19級	第19級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円	
	第20級	第20級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円	┫
Ī	第21級	第21級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円	
Ī	第22級	第22級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円	
	第23級	第23級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円	-

## 標準報酬月額 340,000円 に決定

この額を元に、<u>9月から</u>1年間の 保険料(掛金)を算定します。 標準報酬月額は、 給付金などの算定の 基礎にもなるよ。



## 標準報酬月額 340,000円

# X

# 保険料(掛金)率(千分率) 厚生年金 91.50 退職等年金 7.50 短期 43.51

8.90

保険料(掛金)率は令和3年4月現在

介護

#### 保険料(掛金)額

***************************************	
厚生年金	31,110F
退職等年金	2,550F
短期	14,793F
介護(※)	3,026円

円単位未満の端数切捨て

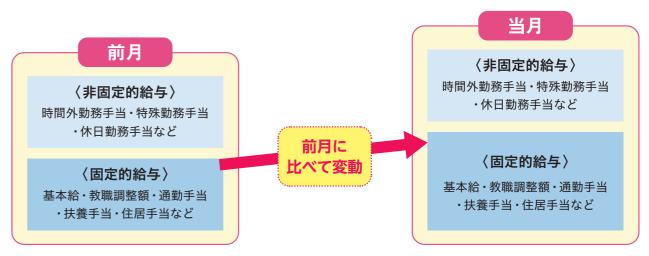
(※)介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象です。

#### 随時改定とは

標準報酬は、定時決定により毎年1回決定しますが、昇給、昇格、人事異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、変動があった月を基準として、以後継続する場合、3か月間の報酬の平均額を「標準報酬月額」として4か月目に改定が行われ、その月から翌年の8月(次の定時決定)まで適用します。これを随時改定といいます。(※)

随時改定は、次のいずれにも該当した場合に行われます。

- ●前月に対し、当月の固定的給与に変動があった場合
- ②すでに決定または改定されている標準報酬の等級と、変動があった月から継続した3か月間の報酬の平均により算定した標準報酬の等級に**2等級以上**の差がある場合





4月に昇給すると、 随時改定の対象に なるんだね。 そのとおり!
このときに随時改定が
行われなかった場合は、
通常どおり定時決定を
行うよ。



(※) 随時改定の要因となるのは、昇給・昇格により給料月額が変動した場合、人事異動で勤務地の変更に伴い地域手当や通 勤手当が変動した場合、扶養手当の増減などが挙げられます。

その他、育児休業などから復職して報酬が低下したときは、育児休業等終了時改定が行われます。詳しくは、かがやき春号(2021年 No.560)をご確認ください。

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法で定時決定・随時改定を行うと著しく不当であると認められるときは、一定の要件を満たした上で、所属所長の「申立書」および組合員の「同意書」を提出することにより標準報酬を決定・改定することができます。詳しくは、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。

https://www.kouritu. or.jp/kumiai/kyosai/ hyoujunhoushuu/ hyouhougaiyou/index.html



問合せ先 福利

福利厚生課経理担当

**6**03-5320-6822





